

令和6年度（繰越明許）上水 第1号

給水タンク購入事業

入 札 説 明 書

宿 毛 市

入 札 説 明 書

令和 6 年度（繰越明許）上水 第 1 号 給水タンク購入事業に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、通常の入札と手順等が異なる部分があるため、下線部の記載をよく確認のこと。

記

1. 入札公告日

令和 7 年 8 月 1 9 日（火）

2. 契約者

宿毛市長 中平 富宏

3. 担当部署

〒 7 8 8 - 8 6 8 6 高知県宿毛市希望ヶ丘 1 番地

- ・（入札手続きに関すること）総務課 契約係

電話：0 8 8 0 - 6 2 - 1 2 5 3

FAX：0 8 8 0 - 6 2 - 1 2 7 4

- ・（事業内容に関すること）水道課 水道係

電話：0 8 8 0 - 6 2 - 1 2 4 9

FAX：0 8 8 0 - 6 2 - 1 2 7 3

4. 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

別紙仕様書のとおり

(2) 購入物品の特質等

別紙仕様書のとおり

(3) 購入物品の納入期限

令和 8 年 2 月 2 7 日（金）

(4) 購入物品の納入場所

高知県宿毛市山奈町芳奈 4 0 2 4 番地

(5) 入札方法

郵便入札（直接持参も可）による。落札決定に当たっては、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に契約希望金額を消費税込みで記載すること。

5. 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、6により事前に本入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、本件一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく宿毛市の入札参加制限を受けてない者であること。
- (2) 主たる営業所在地の国税、都道府県税及び市町村税について滞納が無い者。
- (3) 宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号）第2条に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者であること。
- (4) 公告日から入札予定日までの間のいずれかの日において、宿毛市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成24年宿毛市規則第28号）に基づく排除措置期間中でない者及び同規則第4条に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 公告日から入札予定日までの間のいずれかの日において、資格（指名）停止等を受けていない者であること。
- (6) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでにについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、入札参加資格の再審査を受けた者については、この限りでない。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者であること。
 - ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者であること。
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者であること。
- (7) (1)から(6)までに掲げるもののほか、本説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

6. 入札参加資格の確認

本入札に参加しようとする者は、7(1)に掲げる申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、受付期間中に、申請書及び資料を提出しない

者及び競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することはできない。

7. 申請にあたって提出が必要な書類

(1) 一般競争入札参加資格申請書（第1号様式）

第1号様式は宿毛市公式ホームページよりダウンロード可能。

なお、第1号様式の添付資料として、次に掲げる書類を併せて提出すること。

ア 主たる営業所所在地の国税、都道府県税及び市県民税について滞納が無いことを証するもの。（原本。写しは不可とする。）

イ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

(2) 申請書類の提出

申請書類の提出については、持参又は郵送（提出期限内に必着）により、令和7年9月5日（金）午後4時まで（必着）に宿毛市総務課契約係まで提出すること。この場合において、提出された申請書は返還しない。

(3) 競争入札参加資格の決定

入札参加資格の確認は、申請書類の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年9月16日（火）午後4時までに、申請者に対して一般競争入札参加資格決定通知書（第2号様式）の原本データを電子メールにて送信するので、当該データを受信した際は、受信確認のため、宿毛市総務課契約係宛てに返信の電子メールを送信すること。

なお、一般競争入札参加資格決定通知書の正本については、後日郵送する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格決定通知後において、入札参加決定者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該入札に参加することができない。

ア 5に掲げる入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8. 質疑への対応

(1) 質疑がある場合には、「質疑書」（様式自由）により令和7年8月26日（火）午後4時までに、宿毛市総務課契約係に持参又はFAX又は電子メール（事前に電話で質疑を行う旨を連絡すること。）により提出すること。この場合において、電話・口頭による質疑は、一切受け付けない。

(2) (1)の質疑書に対する回答は、令和7年9月3日（水）午後4時までに宿毛市公式ホームページ上に掲載する。

9. 入札期限

令和7年9月25日（木）午前9時（必着）

10. 開札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年9月25日（木）午前9時30分（立会可）

(2) 場所

宿毛市役所本庁舎3階 会議室303

(3) 入札書（第3号様式。以下同じ。）の記載内容等

ア 入札書提出年月日

イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）

ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名を記載すること。

エ 単位は円とし、入札金額の数字の頭に¥を冠し、契約希望金額を消費税込みで記載すること。

オ 契約件名又は対象

（ア）入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を遺漏なく入札書に記載すること。なお、記載内容を訂正する必要がある場合は、再作成すること。（訂正は認めない）

（イ）入札参加者等は、その提出した入札書の取替え、訂正又は取消しをすることはできない。

（ウ）代理人が入札する場合は、入札書を投函する際にあらかじめ委任状（第4号様式。以下同じ。）を提出しなければならない。この場合において、委任する代表者の印を押印しなければならない。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札書を封筒に入れて封かんし、当該封筒の表面に事業名を記載すること。

イ アにより封かんした封筒をさらに封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載したうえで、書留郵便にて9に示す入札期限までに必着で送付すること。この場合において、書留郵便以外の方法で郵送した場合は無効となるので注意すること。

ウ 直接持参での提出も可とする（郵送の場合と同様に、入札書を封筒に入れて封かんすること）。この場合、提出先は総務課契約係とし、事前に来庁する旨の連絡を行うこと。

エ ウの場合においては、予め必要事項を記入した郵便入札書等受付票を持参し、受

付印を付した当該受付票は開札まで保管すること。

1 1. 入札書に記載する金額

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税込みで記載すること。

1 2. 最低制限価格

最低制限価格は、設定しない。

1 3. 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

1 4. 契約保証金

契約保証金については、契約金額の100分の10以上の額を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に宿毛市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

1 5. 入札の無効等

本入札公告に示した入札参加資格のない者が行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者が行った入札その他契約規則第18条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

1 6. 入札の延期又は中止

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合であって、入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

1 7. 開札

(1) 開札については、立会の申し出があった場合を除き、入札者は立ち会わず、入札事務に関係のある市職員（以下「入札関係職員」という。）のみで執り行う。

(2) (1)に掲げる立会の申し出があった場合の入札参加者等の取扱については、次のとおりとする。

ア 開札場に入場できる入札参加者等は、1事業者につき2名までとする。この場合において、入札関係職員の求めに応じ、入札参加者等に該当する者であることを証明しなければならない。

- イ 開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 開札場に入場した後は、入札関係職員が特にやむをえない事情があると認める場合を除き、入札が終了するまでの間、開札場を退場することはできない。
- エ 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退場させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
- (7) 開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行う。
- (8) 再度の入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。
- (9) 再度の入札を行っても落札者が決定しないときは、最低価格の入札を行った入札者から順次随意契約の交渉を行う場合がある。

1 8．落札者の決定方法

- (1) 決定された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引を乱す恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者が開札に参加していないときには、入札事務に関係しない職員を代理人として、当該くじを引かせるものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格を下回る入札が無いときは、改めて郵便等による再度入札を行う。
- (4) 落札者が、指定の期日（落札決定の日から10日以内）までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

1 9．その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書の作成の要否
要する。
- (3) 費用負担
入札者又は契約の相手方が本件履行に関して要する費用については、全て当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

(4) 競争入札心得の取扱等

入札者は、入札後において本説明書及び別添競争入札心得においてあらかじめ示された入札条件、別紙仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。なお、本説明書及び別添競争入札心得において重複する内容がある場合は、本説明書の記載事項を優先するものとする。